

〔重要事項の説明〕

「金融商品の販売等に関する法律」（金融商品販売法）の施行にあわせ、あかつき証券株式会社にて取り扱う金融商品であります株式・一般債券・転換社債型新株予約権付社債・MMF・MRFの特徴およびリスク等（重要事項）に関しまして、予めお客様にご理解いただくと共に、ご確認をお願いするものです。

投資に際しては、必ず契約締結前交付書面や目論見書などの内容を十分にご確認ください。

株式について

1. 株式とは

- ・株式会社が事業資金を集めるために発行する有価証券です。
- ・株式を所有することは当該会社の経営に参加することを意味し、企業業績に応じて配当金が支払われたり、株主総会での議決権の行使や、会社解散時には余った財産の分配を請求する権利等があります。
- ・金融商品取引所に上場されている株式は、上場廃止やそれに準ずる事態が生じた場合を除いて、原則として自由に譲渡（売買）ができます。

2. 株式の特徴

- ・購入した株式の値上がりによる売買益が期待できます。
- ・会社の業績に応じて配当金の受取りや株主優待等を受けることができます。

3. 株式投資のリスクおよび留意すべき事項

【価格変動リスク】

- ・会社の経営・財務状況の変化およびそれらに関する外部評価の変化等により、株価が変動し、投資元本を割り込むことがあります。
- ・流動性の低い銘柄においては、流動性の高い銘柄に比べて株価の変動率が大きかったり、売買に支障をきたす可能性があります。例えば、東証マザーズ市場上場銘柄、JASDAQ市場上場銘柄等のいわゆる新興市場上場銘柄は、一般的傾向といたしまして既存市場の銘柄と比べて流動性が低いことがあります

【信用リスク】

- ・購入された株式の発行会社が民事再生手続や破産等に陥った場合、投資元本を大幅に下回ったり、全額を失うことがあります。

【その他留意すべき事項】

- ・配当金は会社の業績により支払われることから、金額が増減したり、支払われないことがあります。また、株主優待制度は、会社により異なり、制度を採用していない場合がありますのでご注意ください。
- ・新規公開株式等（取引所に新規に上場される株式）については、公開後、株価が大幅に上下する場合がありますのでご注意ください。一般に新規公開株式等は、既公開株式に

比べて価格変動リスクが大きくなります。

- ・銘柄によっては複数の取引所に上場している場合がございますので、ご注意ください。
金融商品取引所等が取引を制限している場合や弊社が自主的に売買を制限している場合、ご注文を受付けられないことがありますので、ご注意ください。

一般債券について

1. 一般債券とは

- ・国、地方公共団体、事業会社等が、広く一般の投資家から資金を借入れるために発行する有価証券で、国債、地方債、普通社債、その他同様の性質を有する債券があります。
- ・一般債券には償還期限があり、発行日から償還日までの間、あらかじめ決められた利息が支払われるとともに（利付債）、償還日には、原則として額面で投資金額が返還されます。また、発行価額を額面より低くして、償還差益を利息の代わりとするものもあります。（割引債）

2. 一般債券の特徴

- ・一般に、金利低下時には価格は上昇し、金利上昇時には価格は下落します。
- ・原則として、時価にて売却することにより、中途換金が可能です。
- ・原則として、発行日を過ぎた利付債を売買する場合は、経過利息が売買代金に加わりま

3. 一般債券投資のリスクおよび留意すべき事項

【価格変動リスク】

- ・金利の動向等により債券価格は変動しますので、償還日前に売却した場合には投資元本を割り込むことがあります。

【信用リスク】

- ・発行者の経営・財務状況の変化およびそれらに関する外部評価の変化等により、債券価格が変動し、償還日前に売却した場合には投資元本を割り込むことがあります。
また、市場環境の変化により流動性が低くなることもあり、極端な場合には、店頭取引において買取りが行われなくなることがあります。
- ・発行者が民事再生手続や破産等に陥った場合、利払が行われなかったり、額面で償還が行われなかったりします。また、投資元本を大幅に下回ったり、全額を失うことがあります。

【その他留意すべき事項】

- ・額面を上回る金額で購入しても、額面金額で償還されます。
発行者の事情により、途中で償還されることがあり、この場合、利息も途中償還された日までしか支払われません。
- ・利息には、一律 20%（所得税 15%、地方税 5%）の源泉分離課税が課せられます。
- ・身体障害者手帳の交付を受けているなど一定の条件に該当する方は、所定の手続きの上、マル優、特別マル優（国債・公募地方債に限ります）がご利用できます。
- ・途中売却される際には、手数料がかかる場合もあります。

転換社債型新株予約権付社債について

1. 転換社債型新株予約権付社債とは

- ・あらかじめ決められた価格（行使価額）で一定期間（行使期間）内に株式を購入できる権利が付与された社債です
- ・金融商品取引所に上場されている転換社債型新株予約権付社債は、上場廃止やそれに準ずる事態が生じた場合を除いて、原則として自由に売買できます。

2. 転換社債型新株予約権付社債の特徴

- ・社債として保有していれば、原則として、社債としての安定した利息が受取れ、満期日には、額面で償還されます。
- ・転換社債型新株予約権付社債の価格は株価と連動しますので、株式の値上り益を享受できるとともに、株式そのものに転換することも可能です。
- ・株価が下落した場合、一般的には社債としての価値が下支えとなり、株式に比べ価格の値下がりに歯止めがかかる傾向にあります。
- ・原則として、取引所で売買する場合は、経過利息が売買代金に加わります。

3. 転換社債型新株予約権付社債投資のリスクおよび留意すべき事項

【価格変動リスク】

- ・転換社債型新株予約権付社債の価格は、対象となる株式の株価変動や金利動向の影響により変動しますので、これにより投資元本を割り込むことがあります。
- ・流動性の低い銘柄においては、流動性の高い銘柄と比べ価格の変動率が大きかったり、売買に支障をきたす可能性があります。

【信用リスク】

- ・発行者の経営・財務状況の変化およびそれらに関する外部評価の変化等により、債券価格が変動し、投資元本を割り込むことがあります。
- ・発行者が民事再生手続や破産等に陥った場合、利払いが行われなかったり、額面で償還が行われなかったりします。また、投資元本を大幅に下回ったり、全額を失うことがあります。

【その他留意すべき事項】

- ・新株予約権を行使できる期間は限定されておりますので、注意が必要です。
- ・複数の取引所に上場している場合がありますので、注意が必要です。
- ・金融商品取引所等が取引を制限している場合には、ご注文を受けられないケースがあります。
- ・額面を上回る金額で購入しても、額面金額で償還されます。
- ・発行者の事情により、途中で償還されることがあり、この場合、利息も途中償還された日までしか支払われません。
- ・利息には、一律 20%（所得税 15%、地方税 5%）の源泉分離課税が課せられます。
- ・身体障害者手帳の交付を受けているなど一定の条件に該当する方は、所定の手続きの上、マル優がご利用できます。

公社債投信について

MMF(マネー・マネージメント・ファンド)について

1. MMFとは

内外の短期公社債や短期のCD（譲渡性預金）、CP（コマーシャルペーパー）などで運用する追加型の公社債投資信託です。

[取引にあたっては、必ず目論見書をご覧ください。](#)

2. MMFの特徴

- ・安全性の高い、内外の短期公社債、短期金融商品等で運用します。
- ・一定の預け入れ期間がなく、出し入れ自由です。
- ・毎日決算、毎日分配が行なわれ、分配金は税金を差引いた上、毎月最終営業日に1ヶ月分まとめて自動的に再投資され、複利効果を活かすことができます。（分配金は運用実績により毎日変動します）なお、お申込日の正午までのご入金については、当日の分配金がつきます。

3. リスクおよび留意すべき事項

【価格変動リスク】

- ・組入公社債の価格が、金利の変動や組入れた公社債の発行者の経営、財務状況の変化等により上下しますので、これにより純資産価格が変動し、投資元本を割込むことがあります。

【為替変動リスク】

- ・組入外貨建資産は、資産自体の価格変動のほか、外国為替市場の変動により、投資元本を割込むことがあります。なお、当ファンドにおいては為替ヘッジを行い、為替レート変動の影響の低減をはかります。

MRF(マネー・リザーブ・ファンド)について

1. MRFとは

証券総合口座用として開発された商品で、内外の公社債およびCP（コマーシャル・ペーパー）などで運用する追加型の公社債投資信託です。

[取引にあたっては、必ず目論見書をご覧ください。](#)

2. MRFの特徴

- ・内外の公社債およびCP（コマーシャル・ペーパー）を中心に投資を行い、安定した収益の確保をめざします。
- ・お預り金や売却代金、分配金、利金等を自動的に運用し、無駄なく増やすことができます。

-
- ・株式や債券、投資信託をお買付の際は自動的に MRF を解約し充当します。
 - ・毎日決算、毎日分配が行なわれ、分配金は税金を差引いた上、毎月最終営業日に 1 ヶ月分まとめて自動的に再投資され、複利効果を活かすことができます。(分配金は運用実績により毎日変動します) なお、お申込日の正午までのご入金については、当日の分配金がつきます。

3. リスクおよび留意すべき事項

- ・主に公社債を投資対象としています。組入れ債券は、金利の変動や債券発行者の経営、財務状況の変化等で値動きするため、ファンドの基準価額も変動します。したがって、当ファンドは元金が保証されている商品ではありません。

外国株式について

1. 外国株式とは

海外（外国籍）の企業が発行する株式のことです。

国内の投資家も、原則、外国証券取引所、および国内の証券取引所に上場している外国株式に投資をすることができます。

取引をするにあたり、まず証券会社に「外国証券取引口座」の開設をすることとなります。

2. 外国株式の特徴

① 委託取引

国内の証券取引所に上場されている外国証券の取引。証券取引所における外国株式の売買等は、基本的には、国内株式と同様に執行されます。

② 外国取引

投資家の注文を証券会社が受け、外国の有価証券市場に取次ぐ取引です。

③ 国内店頭取引

証券会社が投資家の相手方として外国証券を仕切る取引です。

3. リスクおよび留意すべき事項

【価格変動リスク】

- ・株価の下落により損失を被ることがあります。

【為替変動リスク】

- ・為替の変動により損失を被ることがあります。

【信用リスク】

- ・倒産等、発行会社の財務状態の悪化により損失を被ることがあります。
- ・株式の売買に際して手数料や対価を支払う必要があります。

外貨建て債券について

1. 外建て債券とは

円以外の通貨（外国通貨）で元本を払い込み、外貨建てで償還金や利息を払うことを約束している債券をいいます。

海外の国や企業が自国通貨で発行するケースが多く、理論的には世界の通貨の数だけの種類が存在することになります。

2. 外建て債券の特徴

それぞれの通貨は日本円に対して、互いに関連しながら独自の為替レートが形成されています。また、ショウグン債と呼ばれる、日本国内で非居住者が発行する外貨建て債券もあります。

3. リスクおよび留意すべき事項

【価格変動リスク】

- ・債券は、金利変動等による債券価格の下落により損失を被ることがあります。

【為替変動リスク】

- ・為替の変動により損失を被ることがあります。

【信用リスク】

- ・倒産等、発行体の財務状態の悪化により損失を被ることがあります。
- ・国内債券の売買に際して手数料や対価を支払う場合があります。

デリバティブ取引について

1. デリバティブ取引とは

金や原油などの原資産、株式や債券などの原証券の値の変化に依存してその値が変化する証券です。

この原資産、原証券に関しては制限はありませんが、通常は取引されている証券の価格を用います。株式、債券、通貨交換レート、金利あるいは金や原油などがあげられます。

2. デリバティブ取引の特徴

例として、大阪証券取引所に上場されている日経株価指数 300 オプションは、日経株価指数 300 の価格を基本的な変数として、これに依存してオプションの価格が決定されるデリバティブ取引です。

3. リスクおよび留意すべき事項

- ・保証金を支払う必要があります。
 - ・株式等の原資産の相場の変動により、追加保証金を支払う場合があります。
 - ・取引終了時に、株式等の原資産の相場の変動により保証金、および追加保証金が減額され返還されることがあります。
- また、当初お預り元本を上回る損失が生じるおそれがあります。